

(案)

平成 28 年 3 月 3 日

京都市長 門川 大作 様

京都市消費生活審議会
会長 山本 克己

答 申

平成 27 年 7 月 28 日付け文く消第 12 号により諮問のあった単位価格表示基準の見直しについて、当審議会で審議した結果、下記のとおり答申します。

記

1 はじめに

単位価格表示とは、日用品や食料品などの商品の「中身」についての一定の計量単位（容量、重量、長さ等）当たりの価格を販売価格と合わせて表示することである。

京都市では、単位当たりの価格の適正化を図り、消費者に商品選択の有効な目安を与えるため、京都市消費生活条例第 15 条の規定に基づき、「単位価格表示基準」を定めている。

2 見直しの背景

京都市の単位価格表示基準は、昭和 52 年 11 月に制定され、昭和 53 年 1 月から施行されており、その後、現在まで約 40 年が経過している。

この間に、消費生活に密着した商品の売り方・買い方の変化、商品の多様化・機能等の差別化、小売店舗の大型化が進み、消費者の行動も大きく変化してきた。また、関係法令等に基づく表示項目が増加したこと等により、消費者が商品を購入する際の判断材料も充実してきた。

このような状況の下、京都市消費生活審議会では、京都市から諮問を受け、単位価格表示基準を消費者にとってより適切な商品選択の判断基準とするため、表示・包装適正化部会において、単位価格を表示すべき品目及び事業者について、集中的に見直しを検討することとしたものである。

3 見直しを検討すべき基準の概要

現行の京都市の単位価格表示基準において、見直しを検討すべき基準の概要は以下のとおりである。

(1) 単位価格を表示すべき品目数

36 品目（加工食品 23 品目，生鮮食品 5 品目，日用品 8 品目）

(2) 単位価格の表示を行うべき事業者

ア セルフサービス方式による店舗の面積が 100 平方メートル以上の店舗で小売業を営む者

イ 店舗面積が 3,000 平方メートル以上の店舗において小売業を営む者。ただし，当該店舗における出店契約者で店舗の契約面積が 100 平方メートル未満のものを除く。

ウ 消費生活協同組合法に基づく組合

エ 農業協同組合法に基づく組合及びその連合会

4 単位価格を表示すべき品目の見直しに当たっての調査

今回の見直しのため，京都市が以下の内容で行った消費者及び事業者に対するアンケート調査の結果を参考に検討を進めた。

(1) 消費者アンケート

現行の京都市で表示すべきとされる 36 品目に加え，京都府の単位価格表示基準により既に京都市内でも表示が義務付けられている品目について，「表示を参考にしているか，必要と考えているか」等を問うとともに，それ以外の品目について「表示をした方がよい」と考える品目を消費者に確認する内容であった。

(2) 事業者アンケート

京都市内に食品スーパーなどの店舗を有する事業者に対し，上記の 36 品目を「消費者が商品選択の際に参考にしているか」，「京都市で表示すべきとされる品目以外に表示を行っている品目があるか」，更には，「新たに表示を義務付けた方がよいと思う品目があるか」等を確認する内容であった。

5 単位価格を表示すべき品目の見直し

上記 4 の調査結果等を踏まえ，次のような考え方で品目の見直しについて検討を行った。

(1) 消費者又は事業者から一定の支持があると判断できる品目を，表示すべき品目として採用することを基本とする。

(2) 市内世帯の購入額が非常に少ないものや，現在の販売方法が単位価格表示になじまないもの（袋売り等）は除外する。

(3) 京都府の単位価格表示基準により既に京都市内でも表示が義務付けられている品目については，消費者の調査結果も踏まえて，新たに表示すべき品目として加える。

6 単位価格の表示を行うべき事業者の見直し

表示を行うべき事業者については，以下のとおり現在の状況を勘案し検討を行った。

(1) 基準制定当時と比べて，小売店舗が大型化し，大型店舗の売上げが過半数を占めるようになっている。

- (2) 現在では、小売店舗の大多数がセルフサービス方式であることから、販売方式によって対象を区別することは現状にそぐわないようになっている。
- (3) 農業協同組合法に基づく組合及びその連合会については、現在では京都市内に直営店舗がなく、消費者にとっては一般小売店舗と同質の購入先のひとつに過ぎなくなった。

7 結論

以上のことを踏まえ、基準については以下のとおりにすべきである。

(1) 単位価格を表示すべき品目

裏面の「単位価格を表示すべき品目」のとおり

品目数 28 品目（現行 36 品目から 12 品目を廃止し，4 品目を追加）

(2) 指定事業者

ア 店舗面積が1,000平方メートル以上の店舗において小売業営む者。ただし、当該店舗における出店契約者で店舗の契約面積が1,000平方メートル未満のものを除く。

イ 消費生活協同組合法に基づく組合

単位価格を表示すべき品目

1 食品

品目名	基準量	単位
1 精肉	100	グラム
2 ハム	100	グラム
3 ソーセージ	100	グラム
4 ベーコン	100	グラム
5 たらこ	10	グラム
6 チーズ	100	グラム
7 バター	100	グラム
8 マーガリン類	100	グラム
9 ジャム	100	グラム
10 食用油	100	グラム
11 しょうゆ	100	ミリリットル
12 みそ	100	グラム
13 砂糖	100	グラム
14 食酢	100	ミリリットル
15 ソース	100	ミリリットル
16 ケチャップ	100	グラム
17 マヨネーズ	100	グラム
18 ドレッシング	100	ミリリットル
19 即席カレールー	10	グラム
20 緑茶	10	グラム
21 紅茶	10	グラム
22 インスタントコーヒー	10	グラム

2 日用品

品目名	基準量	単位
1 合成洗剤 (粉末)	100	グラム
(液体)	10	ミリリットル
2 トイレットペーパー	10	メートル
3 ティッシュペーパー	10	枚
4 シャンプー	10	ミリリットル
5 ヘアーリンス	10	ミリリットル
6 練歯みがき	10	グラム